

第1回

トランスジェンダー差別を考える(仮)



大阪の西天満で「うるわ総合法律事務所」を開設し、幅広い法律分野に対応する。とりわけ離婚やセクハラなどの問題や、LGBTなどをはじめ、ジェンダー、セクシュアリティに関する相談も多い。

ここ数年、特にインターネット上で、トランスジェンダー、とりわけトランスジェンダー女性に対して、ひどいバッシング、ヘイトが起きています。「女性と名乗れば誰でも女性になれる」「女性を自称すれば誰でも女性用トイレや風呂に入れるようになり、性犯罪が増える」といった言説がその典型ですが、これらはデマであり、誤解と偏見に基づく差別に他なりません。昨年成立した LGBT 理解増進法の成立過程でも SNS を中心に、こうした事実誤認と偏見に基づくデマ言説が広がられました。一方で、トランスジェンダーの人たちの現実、そして、生活する中でどのような困難や差別があるのか、といったことは、ほとんど知られていません。当事者の実情を知ることなく、偏見に基づく勝手な議論がなされ、差別・ヘイト言説が拡大しているのです。

セミナーでは、トランスジェンダー差別の実態を知り、差別をなくしていくために私たちにできることを考えます。

※トランスジェンダーとは、出生時に割り当てられた性と性自認(性同一性)が一致していない人を指します。

▶講師：仲岡しゅんさん（弁護士／大阪弁護士会）

▶場所：兵庫県立のじぎく会館 201 号室 神戸市中央区山本通4丁目22-15

▶定員：60 人 ※オンライン配信はありません。

● 申込方法

当研究所ホームページ (<http://blrhyg.org/>) よりお申込みください。

右記 QR コードから申込ページへお入りいただけます。お電話、メール等でもお申し込みいただけます。



● 参加資料代

一般 1,000 円、賛助会員・学生・障害者 500 円、正会員無料（当日現金でお支払いください）

※特別会員（団体）の方は無料クーポンをご利用ください。

● その他

- ・ご参加は、セミナーの趣旨に賛同する人に限ります。
- ・録音・録画や資料の二次利用などは固くお断りいたします。
- ・会場ではマスクの着用、感染対策にご協力をお願いします。